

1 主文の要旨

被告に対し、原告（ハンセン病の元患者の家族。提訴後に死亡し訴訟承継が生じた者も含み、訴訟承継人〔訴訟係属中に死亡した原告の訴訟を相続により承継した者〕は含まない。以下、特に断りがない限り同じ。）167名につき1人当たり143万円（訴訟承継人についてはそれぞれ相続割合に応じた金額。以下同じ。）、原告2名につき1人当たり110万円、原告59名につき1人当たり55万円、原告313名につき1人当たり33万円の支払を命じ、原告20名の請求を棄却した。請求を一部認容した原告（提訴後に死亡し訴訟承継が生じた者を含まない。）及び訴訟承継人は合計557名、認容額は総額3億7675万円である。

2 理由の要旨

内務省及び厚生省が実施したハンセン病隔離政策等が遅くとも昭和35年には必要なかったこと、ハンセン病隔離政策等がハンセン病患者の家族に対する差別被害を発生させたこと等を理由に、厚生大臣及び厚生労働大臣に昭和35年以降平成13年末までハンセン病隔離政策等の廃止義務等とその義務違反の違法があったこと、法務大臣に平成8年以降平成13年末までハンセン病患者の家族に対する偏見差別を除去するための人権啓発活動を実施するための相当な措置を行う義務とその義務違反の違法があったこと、文部大臣及び文部科学大臣に平成8年以降平成13年末まで上記偏見差別を除去するための教育等が実施されるようにする相当な措置を行う義務とその義務違反の違法があったこと、国会議員に平成8年までらい予防法を廃止しなかった立法不作為の違法があったことを認め、一部の原告らを除いては、原告らが差別を受ける地位に置かれ、また、家族関係の形成を阻害されたとして、憲法13条の保障する人格権侵害及び憲法24条の保障する夫婦婚姻生活の自由の侵害により共通する損害が発生したとし、被告の消滅時効の主張は排斥して、国家賠償法に基づく損害賠償請求を一部認容した。

（裁判長遠藤浩太郎，裁判官鹿田あゆみ，裁判官村井佳奈）